



市 章

名護市公報

第513号

発 行 令和 8年 8月14日

発行所 名護市
総務部総務課

規 則

- 名護市規則第24号(工事契約検査課)
名護市契約規則及び名護市建設工事執行規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第25号(人事行政課)
名護市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第26号(健康増進課)
名護市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則の公布について
- 名護市規則第27号(会計課)
名護市会計規則の一部を改正する規則の公布について

訓 令

- 名護市訓令第6号(工事契約検査課)
名護市電子契約実施規程の公表について

告 示

- 名護市告示第143号(子育て支援課)
名護市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第144号(国民健康保険課)
督促状の公示送達について
- 名護市告示第145号(保育・幼稚園課)
名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第146号(総務課)
令和 8年第 3 1 7 回名護市議会臨時会の招集告示について

公 告

- 名護市公告第37-2号(まちなか再開発・公共交通課)
名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

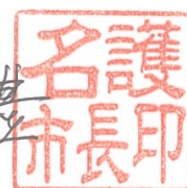
- 名護市公告第38号(商工・企業誘致課)
令和8年度第 3 次名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について
- 名護市公告第39号(農林水産課)
松くい虫駆除及び防除命令の掲示について
- 名護市公告第40号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(久志区避難橋整備工事(その2))
- 名護市公告第41号(農業政策課)
名護農業振興地域整備計画の一部変更案の公告縦覧について
- 名護市公告第42号(総務課)
名護市新設斎場火葬炉整備事業者選定に係るプロポーザルの実施について

名護市契約規則及び名護市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 15 日

名護市長

渡辺知 武



名護市規則第 24 号

名護市契約規則及び名護市建設工事執行規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市契約規則及び名護市工事執行規則の一部を改正する規則

(名護市契約規則の一部改正)

第1条 名護市契約規則(昭和48年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「契約書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第24条第2項中「これに準ずる書類」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

(名護市工事執行規則の一部改正)

第2条 名護市建設工事執行規則(昭和48年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「工事請負契約書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。)」を加え、同条第3項中「工事請書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

様式第3号の2中

「

7 その他の事項

年 月 日付け締結の請負契約を上記のとおり変更する契約を締結する。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

」

を

「

7 その他の事項

年 月 日付け締結の請負契約を上記のとおり変更する契約を締結する。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約の場合)

年 月 日付け締結の請負契約を上記のとおり変更する契約を締結する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

名護市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 27 日

名護市長 渡辺知武 豊



名護市規則第 25 号

名護市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
名護市職員安全衛生管理規則（平成9年規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2中

「

教育委員会	羽地学校給食センター主任調理員
教育委員会	東江学校給食センター主任調理員
教育委員会	屋部学校給食センター主任調理員
教育委員会	名護学校給食センター主任調理員
教育委員会	名護第2学校給食センター主任調理員

」

を
「

教育委員会	名護第一学校給食センター主任調理員
教育委員会	東江学校給食センター主任調理員
教育委員会	屋部学校給食センター主任調理員

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

名護市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 27 日

名護市長 渡具知 武彦



名護市規則第 26 号

名護市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則
名護市予防接種実費徴収規則（平成８年規則第14号）の一部を次のように改正する。
第２条第２号中「1,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名護市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 27 日

名護市長

渡具知 武彦



名護市規則第27号

名護市会計規則の一部を改正する規則 ～別紙

名護市会計規則の一部を改正する規則

名護市会計規則（平成10年規則第2号）の一部を次のように改める。

第50条第7項中「(契約書も含む。)」を「及び契約書（電磁的記録を除く。）」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

（口座自動振替払）

第68条の2 会計管理者は、電気料金、ガス料金、水道料金又は電気通信役務の提供を受ける契約に基づく料金を口座自動振替払（市の預金口座から債権者が指定した期日に自動的に引き落とす方法をいう。）により支払うことができる。

第109条第4号に次のただし書を加える。

ただし、当該契約書類が電磁的記録であるときは、この限りでない。

第110条中「契約書等」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加える。

第114条第1項第8号中「請書」の次に「(電子契約の場合にあっては、契約内容及び契約の締結に合意したことを確認できる書類)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

名護市訓令第6号

名護市電子契約実施規程を次のように定める。

令和8年7月15日

名護市長 渡具知 武豊



名護市電子契約実施規程 ～別紙

名護市電子契約実施規程

(目的)

第1条 この規程は、名護市が締結する電子契約に関し、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 契約書等 取り決め事項を双方で確認するため作成する契約書、請書、協議書その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 電子契約 契約のうち電子署名その他法令に定める措置を講じた電磁的記録により契約書等を作成するものをいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（名護市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）が名護市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) 承認者 契約書等が決裁を得たものと相違ないことを確認し、承認する者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、市が締結する電子契約に利用するものとする。ただし、次に掲げるものは除くものとする。

- (1) 法令等の規定により電子契約サービスで締結することができない契約
- (2) 契約期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項が定められている契約
- (4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置)

第4条 各課等に承認者を置き、各課等の長をもってこれに充てる。

2 承認者が不在であるときは、名護市事務決裁規程（昭和63年訓令第1号）第8条第1項第4号による代決の規定を適用する。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のために、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、工事契約検査課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、電子契約サービスを利用した契約手続の事務を行う者（以下「職員」という。）に貸与する。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた市のドメインのメールアドレスに限る。

2 アカウントの変更は、原則として管理者が行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、原則として職員が行うものとする。

- 4 アカウムの取扱いは、職員がこれを適正に行わなければならない。
- 5 職員は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。
- 6 職員が電子契約サービスへのアクセスをするためには、管理者が許可したグローバル I P アドレスから接続しなければならない。

(事故報告)

第7条 職員は、パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法)

第8条 職員は、電子契約サービスを利用するに当たり、法令等を遵守するものとする。

- 2 契約相手方の送信先の確認は、電子契約利用申出書によるものとする。
- 3 契約相手方に電子契約を送信するときは、承認者を經由しなければならない。

(電子契約の保存等)

第9条 電子契約データは、名護市文書取扱規程（令和6年訓令第2号）に基づき、適切に保存し、及び管理しなければならない。

(軽微な修正等)

第10条 職員は、誤字又は語句の修正等軽微な契約内容の修正が生じた場合は、修正後の契約書等及び修正内容等を記載した契約書等を作成し、電子契約サービスを利用して電子契約手続を行うものとする。この場合において、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(変更契約)

第11条 職員は、契約内容の変更が生じた場合は、変更契約書を作成し、電子契約サービスを利用して電子契約手続を行うものとする。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(国等との電子契約)

第12条 国の行政機関及び他の地方公共団体等（以下「国等」という。）と電子契約を締結する場合又は電子契約サービス以外の方法による電子契約によらなければ契約締結が不可能若しくは著しく困難であると認められる場合においては、この規程の規定にかかわらず、契約相手方が定める方法により電子契約を締結することができる。

- 2 前項の場合において、契約書等が決裁を得たものと相違ないことを確認する者は、承認者とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。

名護市告示第143号

名護市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月28日

名護市長 渡具知 武豊



名護市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
～別紙

名護市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
 名護市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（令和3年告示第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 （支給対象者） 第2条 訓練促進給付金又は修了支援給付金（以下「訓練促進給付金等」という。）を受給できる者（以下「支給対象者」という。）は、養成機関（対象資格を取得するための機関をいう。以下同じ。）で修業する者で、訓練促進給付金にあっては養成機関での修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあっては、養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。 (1) <u>母子家庭等の母等であること。この場合において、訓練促進給付金等の受給中に母子家庭等の母等の児童が20歳に到達する場合であっても支給対象者としてとすることができるものとする。</u> (2) <u>児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えて1年を超えない者を含む。）</u> (3) <u>6月以上の期間を要する養成機関で修業し、かつ、対象資格の取得が見込まれる者であること。</u> (4) 略 (5) 略 2 略 （対象資格） 第3条 対象資格は、次のとおりとする。 (1)～(12) 略 （支給期間等）	第1条 略 （支給対象者） 第2条 訓練促進給付金又は修了支援給付金（以下「訓練促進給付金等」という。）を受給できる者（以下「支給対象者」という。）は、<u>就職を容易にするために必要な資格として第3条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得することを目的として養成機関（対象資格を取得するための機関をいう。以下同じ。）で修業する者で、訓練促進給付金にあっては養成機関での修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあっては、養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす母子家庭の母等とする。</u> (1) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けていること又は当該児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にあると市長が認めること。</u> (2) <u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）の期間を要する養成機関で修業し、かつ、対象資格の取得が見込まれる者であること。</u> (3) 略 (4) 略 2 略 （対象資格） 第3条 対象資格は、次のとおりとする。<u>ただし、第12号にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始するものに限る。</u> (1)～(12) 略 （支給期間等）

第4条 略

2 訓練促進給付金を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算で60月を超えない範囲で当該給付金を支給するものとする。

3 略

第5条～第14条 略

様式第1号（第7条関係）

略 (略)					
④養成機関及び内容について	養成機関名				
	住所				
	修業機関	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間・通信	
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他（ ）			
	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定がある・ない				
⑤支給申請額		円			
(以下略)					

第4条 略

2 訓練促進給付金を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算で48月を超えない範囲で当該給付金を支給するものとする。

3 略

第5条～第14条 略

様式第1号（第7条関係）

略 (略)					
④養成機関及び内容について	養成機関名				
	住所				
	修業機関	年 月 日～ 年 月 日	養成区分	昼間・夜間・通信	
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他（ ）			
⑤支給申請額		円			
(以下略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

公 示 送 達 書

下記督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年7月29日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 番 号	書 類 の 名 称	税 額			納 税 義 務 者
		税 目	年 度	期 別	
1325817	督促状	国民健康保険税	令和7年度	第2～3期	BERTHEL AURIANE ELGA MARIE

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第145号

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月31日

名護市長 渡具知 武豊



名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱新旧対照表

名護市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱（平成28年告示第186-2号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
第1条～第12条 略 別表（第3条関係）			第1条～第12条 略 別表（第3条関係）		
補助対象 事業名	補助対象 経費	基準額	補助対象 事業名	補助対象 経費	基準額
保育所等におけるICT化推進事業	保育業務支援システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入 (1) <u>園児の登園及び降園の管理に関する機能</u> (2) <u>保育に係る計画・記録に関する機能</u> (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて基準額を以下のとおりとする。 〈端末購入等行わない場合〉 1機能を導入する場合…1施設当たり 200,000円 2機能を導入する場合…1施設当たり 400,000円 3機能を導入する場合…1施設当たり 600,000円 4機能を導入する場合…1施設当たり 800,000円 〈端末購入を行う場合〉 1機能を導入する場合…1施設当たり 700,000円 2機能を導入する場合…1施設当たり 900,000円 3機能を導入する場合…1施設当たり 1,100,000円 4機能を導入する場合…1施設当たり 1,300,000円	保育所等におけるICT化推進事業	保育業務支援システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入 (1) <u>保育に係る計画・記録に関する機能</u> (2) <u>園児の登園及び降園の管理に関する機能</u> (3) 保護者との連絡に関する機能 (4) キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて基準額を以下のとおりとする。 〈端末購入等行わない場合〉 1機能を導入する場合…1施設当たり 200,000円 2機能を導入する場合…1施設当たり 400,000円 3機能を導入する場合…1施設当たり 600,000円 4機能を導入する場合…1施設当たり 800,000円 〈端末購入を行う場合〉 1機能を導入する場合…1施設当たり 700,000円 2機能を導入する場合…1施設当たり 900,000円 3機能を導入する場合…1施設当たり 1,100,000円 4機能を導入する場合…1施設当たり 1,300,000円

以下 略

(新規)

以下 略

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

名護市告示第146号

令和8年第317回名護市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年8月7日

名護市長 渡具知 武豊



1 期 日 令和8年8月14日

2 場 所 名護市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 喜知留川河川整備工事（R8）請負契約について
- (2) 物品の購入について（4面ガラスハイケース、温湿度計）
- (3) 令和8年度名護市一般会計補正予算（第3号）

名護市公告第 37－2 号

名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

令和 8 年 7 月 22 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託に係るプロポーザル実施要項等は、市ホームページ及びまちなか再開発・公共交通課に備え付けています。

名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託プロポーザル 実施要項

1 目的

名護市では、令和4年3月に「名護市地域公共交通計画」を策定し、様々な施策を展開してきた。しかし、近年の急激な社会情勢や環境の変化、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正や公共交通に求められる役割、あり方の変化など、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化している。

これらを踏まえ、現行計画の評価検証や現状診断、地域交通が目指す姿の再設定、施策の設定等を取りまとめ、新たな交通政策の指針となる「名護市地域公共交通計画」へと改定するため、高い専門性や論理的構成力等を有する事業者へ改定支援を委託する。

また、地域住民や来訪者等の公共交通による移動利便性の向上を図るため実施してきた名護市コミュニティバス（なご丸）（以下「なご丸」という。）の利用実績や市民及び利用者等のニーズを精査し、なご丸の運行に関する支援及び交通政策支援を委託するものであり、この要項は本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について必要な事項を定めるものである。

2 業務委託概要

名 称：名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託

履 行 期 間：契約締結の日から令和9年3月31日まで

履 行 場 所：名護市地内

委 託 上 限 額：36,960,000 円（税込み価格）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去5年以内（令和3年4月1日以降）に国・県・市町村等が発注した交通関連計画等の業務（地域公共交通計画や交通に関する計画等の策定業務または改定業務、調査に関する業務等）を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。
なお、当該計画等を受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務を一部委託された実績は含まない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成 20 年告示第 93 号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (7) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税 ③固定資産税）を滞納していないこと。
- (8) 共同企業体に係る留意点
 - ① 共同企業体とは名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表（公告）	令和 8 年 7 月 22 日（水）
質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 30 日（木） 午後 5 時必着
参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 31 日（金） 午後 5 時必着
質問の回答	令和 8 年 8 月 3 日（月）
参加資格確認結果通知の交付	令和 8 年 8 月 3 日（月）
企画提案書類の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 5 時必着

プレゼンテーション開催日	令和8年8月19日（水）予定
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和8年8月下旬頃

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要表【様式2】
- ③ 企画提案提出書【様式3】
- ④ 業務実績表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 企画提案書【任意様式】
- ⑦ 参考見積書【任意様式】
- ⑧ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
- ⑨ 質問書【様式6】
- ⑩ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
- ⑪ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ

※共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。（ただし、上記②④⑧については構成企業ごとに提出すること。）

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市建設部 まちなか再開発・公共交通課（担当：比嘉）
※名護市ホームページ内より入手可。

(3) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和8年7月30日（木）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにより質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和8年8月3日（月）に名護市ホームページにて公表する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を1部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(5) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和8年8月3日（月）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和8年8月7日（金）の午後5時まで（必着）

② 企画提案書類等（※別紙2「企画提案提出書類について」参照）

企画提案提出書【様式3】など一式

③ 提出部数

・ 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）

・ 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

※ 副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※ 原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出

期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前 9 時から午後 5 時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和 8 年 8 月 19 日（水）とする。
- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション	25 分
質疑応答	15 分
合計	40 分
- ③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む 3 名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の 15 分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市地域公共交通計画改定及び交通政策支援業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙 3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが 2 者以上ある場合は、別紙 4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- ④ 最低基準点は 60 点×参加委員数とする。
- ⑤ 提案者が 1 者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。

⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 業務委託概要」の委託上限額を超える金額で参考見積書が提出された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本要項に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (4) 本プロポーザルは、令和8年度名護市地域公共交通協議会予算成立前の手続きであり、当該予算の成立を前提としたものとなります。そのため、名護市地域公共交通協議会において当該予算案は否決された場合は、契約を締結することができません。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で利用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする。(参加業者名及びその総合評価点数も含む。) なお、提出された企画提案書等は、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 問合せ先

名護市 建設部 まちなか再開発・公共交通課

住 所：〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号（名護市民会館2階）

電話番号：0980-54-1313 担当：比嘉

F A X：0980-54-1314

メールアドレス：machinakakoutsu@city.nago.lg.jp

(要項 4 (4)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、1 部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提 出 書 類	区分
1	参加表明書【様式 1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式 2】 ※記載は 1 頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式 4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 1 年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の国民健康保険税完納証明書 ※国民健康保険に加入している個人事業者のみ	△
(4)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(5)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(6)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その 3 の 3 ※個人事業者は様式その 3 の 2	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本 1 部	△

※各証明書は 3 か月以内に発行されたものを提出すること。

※No. 5 (1)から(5)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No. 2 からNo. 4 までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4 (6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正および再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式 3】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 2】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 2 同様。

③ 業務実績表【様式 4】

ア 別紙 1 参加表明提出書類について(2) 3 同様。

④ 業務執行体制表【様式 5】

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書【任意様式】

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算にあたっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績	・過去5年以内に国・県・市町村等が発注した交通関連計画等の業務（地域公共交通計画や交通に関する計画等の策定業務または改定業務、調査に関する業務等）の実績があるか。	5
2	業務理解	・法改正及びガイダンスを十分理解し、本市の地域特性を踏まえ、本業務の目的・課題を的確に把握した提案となっているか。	15
3	現状分析・調査手法	・モビリティデータ、運行実績、交通空白、人口動態、都市構造等を活用した分析方法が具体的で妥当であるか。分析結果を施策につなげる工夫があるか。	15
4	施策提案・計画策定能力	・交通空白対策、なご丸の再編、デマンド交通、乗継改善、都市計画との連携など、実現性・独創性・効果が期待できる提案となっているか。 ・達成すべき目標および評価指標（KPI）の設定が適切か。	20
5	交通政策支援	・なご丸の運行支援、利用促進イベント、利用分析、改善提案など、実効性の高い支援内容となっているか。 ・継続的なPDCAを意識した提案となっているか。	15
6	合意形成・会議運営支援	・協議会運営、資料作成、議事録作成、交通事業者・地域住民との合意形成支援について、具体的かつ実現性があるか。	10
7	業務実施体制	・監理技術者・担当者の経験・資格、役割分担、バックアップ体制、スケジュール管理など、確実に業務遂行できる体制となっているか。	10
8	プレゼンテーション・質疑応答	・説明が分かりやすく、提案内容を的確に説明しているか。 ・質問への回答が具体的で理解度が高いか。	5
9	見積価格	・配点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	5

満点：100

(要項 5 ③関係)

別紙 4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方が 1 位とし、1 位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例 1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例 1 の場合、ア社の得点が高い委員が 3 人、イ社の得点が高い委員が 2 人となるため、ア社を最優先候補者とする。

2 1 において、どちらも同人数だった場合は、各委員が 1 位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例 2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	350
イ社	90	75	95	90	350



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員審査得点合計
ア社		85		95	180
イ社	90		95		185

※ア社を 1 位とした委員の合計点数が 180 点、イ社を 1 位とした委員の合計点数が 185 点となるため、イ社を最優先候補者とする。

3 2 においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

4 3 においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

5 4 においても同点だった場合は、評価項目の「2 企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高同点だった場合は、1 ～ 4 の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

6 5 においても同点だった場合は、委員長がくじ引きにより決定する。

名護市公告第 38 号

第 3 次中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託に係るプロポーザル
の実施について

令和 8 年 7 月 27 日

名護市長 渡具知 武豊



第 3 次中小企業・小規模企業振興ビジョン策定業務委託プロポーザル実施要
項等は、ホームページ及び商工・企業誘致課に備え付けています。

名護市公告第 39 号

沖縄県知事より、令和 8 年 7 月 15 日付け沖縄県達農第 763 号にて、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、名護市における高度公益機能森林の所有者又は管理者に対し、松くい虫の防除命令が発令されましたので公告します。

令和 8 年 7 月 27 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 命令内容 : 別紙のとおり
- 2 駆除期間 : 令和 8 年 8 月 10 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

森林所有者又は管理者 (名護市)

森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号) 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、
下記により森林病虫害等の駆除措置及び防除措置を行うことを命じます。

令和 8 年 7 月 15 日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) 駆除期間 令和 8 年 8 月 10 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸、焼却(炭化を含む。)又は破碎をすること。
- (2) 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3 に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (1) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

松くい虫の防除に関する御協力をお願い

平素から、松くい虫の防除対策につきまは、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、県内では、県木であるリュウキュウマツが松くい虫被害によって立ち枯れし、その被害がまん延して、森林資源の減少とともに、沖縄らしい風致景観を損なうなど、大きな社会問題となっております。

松くい虫被害は伝染性のものであり、放っておくと皆さまが所有（管理）されている松林へ被害が更に拡大し、景観や地域防災上で重要な機能を持つ松林が消失してしまうことになります。

このため県では、公益的機能を持つ重要な松林については「高度公益機能森林（特に守るべき森林）」と位置づけ、防除の重点化を図っております。その一環として、森林病虫害等防除法に基づき、森林所有者（管理者）の皆さまに対し、所有（管理）する松が松くい虫被害を受けた場合には被害木の伐倒駆除を、また所有（管理）する松が被害を受ける恐れがある場合には薬剤の樹幹注入をしていただくよう、「防除命令」を行っております。

松くい虫の伐倒駆除を行う意向がある森林所有者（管理者）の皆さまにおかれましては、令和8年8月24日までに下記の沖縄県森林行政機関へ御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本来、松くい虫被害木の伐倒駆除は所有者（管理者）が行うことが原則となっておりますが、被害木の伐倒駆除は個人で行うには大きな負担となることから、森林所有者（管理者）による伐倒駆除が難しい高度公益機能森林については、森林所有者（管理者）の皆さまに代わり、県が費用を全額負担し、伐倒駆除を実施することになります。つきましては、松くい虫被害木の伐倒駆除に御理解下さいますようお願いいたします。

今後とも、松くい虫の防除対策に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、このことに関し、御不明な点がございましたら、下記の沖縄県森林行政機関まで御連絡下さい。

以上、沖縄県農林水産部森林管理課からのお知らせでした。

連絡先

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ・ 沖縄県農林水産部森林管理課 | TEL：098-866-2295 |
| ・ 沖縄県北部農林水産振興センター
森林整備保全課 | TEL：0980-52-2832 |
| ・ 沖縄県南部林業事務所 | TEL：098-941-2583 |

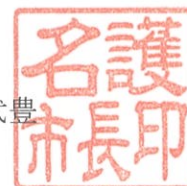
名護市公告第 40 号

令和 8 年 8 月 3 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	久志区避難橋整備工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 久志 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和9年3月18日
5	概要	河川護岸工一式、磁気探査業務一式
6	入札日時	令和8年8月26日（水）午後2時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年8月10日（月）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年8月19日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年8月21日（金）
15	指名通知日	令和8年8月13日（木）
16	その他	週休2日工事 ※本工事は週休2日の取り組みを推進するための工事である。詳細は特記仕様書参照のこと。
17	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和8年4月1日から令和8年8月26日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者その他名護市建設工事等請負業者選定委員会において指名を見合わせる事が決定された者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年8月10日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等が確認できる書類（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号（営業所技術者等証明書）もしくは様式第1号別紙4（営業所技術者等一覧表）の写し）

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年8月13日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。
当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っているとは判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 41 号

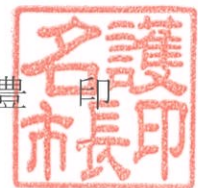
名護農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

名護市の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、名護市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和8年9月18日までに名護市にこれを申し出ることができる。

令和 8年 8月 5日

名護市長 渡具知 武豊



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 5 日

至 令和 8 年 9 月 3 日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

名護市役所農林水産部農業政策課農地係
(名護市港一丁目1番1号)

(様式1-1)

整備計画変更事前協議調書

整備計画変更箇所			変 更 内 容	変 更 理 由
ページ	行(表)	変更項目		
56	24 33～35	農用地区域	屋部地区より以下地番を除外とする。 名護市字屋部安座屋間原1560-2、1560-5 名護市字屋部混謝原1768-1、1769-1、1769-2、1770-1、1770-2、 1771-1、1771-2、1772-1、1772-2	新店舗の建設（農振法第13条第2項） 新店舗の建設、公衆用道路（農振法第13条第2項）

(様式1-3)

農用地利用計画変更事前協議調書(一部見直し用)

単位: m²

整理 番号	変更に係る土地の所在・面積等							土地改良 事業の有無	農用地利用計画にお ける用途区分	変更後の用途 (計画内容)	備 考	
	所 在 地 等				変 更 に 係 る 面 積	地 目						
	大 字	小 字	地 番	地 積		台 帳	現 況					
1	①-1	屋部	安座昼間原	1560-2	44.00	44.00	原野	原野	無	農用地	新店舗の建設	
2	①-2	屋部	安座昼間原	1560-5	127.00	127.00	畑	畑	無	農用地	新店舗の建設	元地番:1560-1(1261㎡)より1560-1 (1134㎡)と1560-5(127㎡)に分筆
3	①-3	屋部	混謝原	1768-1	6,750.00	6,750.00	原野	原野	無	農用地	新店舗の建設	
4	①-4	屋部	混謝原	1769-1	3,939.00	3,939.00	原野	原野	無	農用地	新店舗の建設	
5	①-5	屋部	混謝原	1770-1	344.00	344.00	田	田	無	農用地	新店舗の建設	
6	①-6	屋部	混謝原	1771-1	363.00	363.00	田	田	無	農用地	新店舗の建設	
7	①-7	屋部	混謝原	1772-1	329.00	329.00	畑	畑	無	農用地	新店舗の建設	
8	②-1	屋部	混謝原	1769-2	82.00	82.00	公衆用道路	公衆用道路	無	農用地	公衆用道路	
9	②-2	屋部	混謝原	1770-2	42.00	42.00	公衆用道路	公衆用道路	無	農用地	公衆用道路	
10	②-3	屋部	混謝原	1771-2	24.00	24.00	公衆用道路	公衆用道路	無	農用地	公衆用道路	
11	②-4	屋部	混謝原	1772-2	27.00	27.00	公衆用道路	公衆用道路	無	農用地	公衆用道路	
合 計		(変更件数)	(変更筆数)	(変更面積)								
		2	11	12,071.00								

地区 区域名	区域の範囲		農用地区域に含める地番 (森林・原野等)					
	大字	小字						
B-06 屋部	屋部	渡真山原	1451	1452-1	1452-2	1453-1	1453-2	1453-3
			1454-1	1454-2	1455	1456	1457-1	1457-2
			1457-3	1458-1	1458-2	1458-3	1458-4	1458-5
			1458-6	1458-7	1458-8	1460-1	1460-2	1460-3
			1460-4	1461-1	1461-2	1461-3	1475-1	1475-2
			1475-3	1475-4	1475-5	1475-6	1476-2	1477-2
			1477-4	1477-5	1478	1479	1481	1482
			1483	1484の一部(別図56)	1485	1486	1487	
			1488	1489	1490	1491	1492	1493
			1494-1	1494-2	1495	1496	1497	1498
			1499	1500	1501	1502-1	1502-2	1503
			1504	1505	1506	1507	1508	1509
			1510	1511	1512	1513	1514	1515
			1516	1517	1518	1519	1520	1521
			1522	1523-2				
	安座昼間原		1525-1	1525-2	1525-3	1526-1	1526-2	1527-1
			1527-2	1528	1529	1530	1531	1534
			1535	1537	1538	1538-2	1542	1543
			1547	1548	1548-1	1551-1	1552	1553
			1554	1555	1556	1556-1	1557-1	1559
			1560-1	~~1560-2~~	~~1560-5~~	1561-1	1561-2	1562
			1563	1564	1565	1566	1567-1	1567-2
			1572-1	1572-2				
	混謝原		1717	1718	1719	1720	1721	1722
			1723	1724	1725	1726	1727	1728
			1729	1730	1731	1733	1734	1735
			1736	1737	1738	1739	1740	1741
			1744	1745	1746-2	1751	1753	1755
			1756	1758-1	1758-2	1759	1760	1761
			1762	1763	1764	1765	1766	~~1768-1~~
			~~1769-1~~	~~1769-2~~	~~1770-1~~	~~1770-2~~	~~1771-1~~	~~1771-2~~
			~~1772-1~~	~~1772-2~~	1779-2	1779-3	1785-1	1786
			1788	1789-1	1789-2	1789-3	1789-4	
	長筋山原		1791-2	1791-3	1791-4	1791-6	1791-7	1791-8
			1791-9	1791-10	1791-11	1791-12	1791-14	1791-15
			1791-16	1791-17	1791-18	1791-19	1791-20	1791-22
			1791-23	1791-24	1791-26	1791-27	1791-28	1791-29
			1791-31	1791-32	1791-33	1791-34	1791-35	1791-36
			1791-37	1791-38	1791-39	1791-40	1791-42	1791-43

名護市公告第 42 号

名護市新設斎場火葬炉整備事業者選定に係るプロポーザルの実施について

令和8年8月6日

名護市長 渡具知 武豊



名護市新設斎場火葬炉整備事業者選定に係るプロポーザル実施要項等については、ホームページ及び環境対策課に備え付けています。